

食品安全委員会第552回会合議事録

1. 日時 平成27年3月10日（火） 14：00～15：14

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「スウェーデンから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミルバリルグリシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」に係る食品健康影響評価について

(4) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成26年8月実施）の結果について

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年2月分）について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、山本総務課長、関野評価第一課長、
山本評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
野口リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官

5. 配布資料

資料1-1 プリオン専門調査会における審議結果について<スウェーデンから輸入される

牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価＞

資料 1－2 プリオン専門調査会における審議結果について＜ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価＞

資料 2－1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミン酸ナトリウム＞

資料 2－2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について＜GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム＞

資料 3 高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性に係る食品健康影響評価に関する審議結果について

資料 4 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」（平成26年8月実施）の結果について

資料 5 「食の安全ダイアル」に寄せられた質問等（平成27年2月分）について

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から第552回「食品安全委員会」会合を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元の食品安全委員会議事次第に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点ございます。

資料 1－1 及び資料 1－2 が「プリオン専門調査会における審議結果について」。

資料 2－1 及び資料 2－2 が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 3 が「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 が「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』（平成26年8月実施）の結果について」。

資料 5 が「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成27年2月分）について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○熊谷委員長 続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において、平成26年1月7日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

(1) プリオン専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは、議事に入ります。

「プリオン専門調査会における審議結果について」です。

本2件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の佐藤委員から説明をお願いします。

○佐藤委員 それでは、平成27年1月22日に第88回、平成27年2月27日に第89回のプリオン専門調査会が行われておりますが、その審議結果を報告いたします。

まず、資料1-1でございますけれども、厚生労働省からの要請を受けて、プリオン専門調査会は、スウェーデンから輸入された牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価について、各種文献、厚生労働省から提出された資料等を用いて調査審議を行いました。

その結果、得られた知見から、諮問内容のうち(1)の輸入月齢制限及び(2)の特定危険部位、いわゆるSRMの範囲に関する食品健康影響評価の審議結果を得ました。

現行の飼料規制等のリスク管理を前提といたしまして、牛群のBSE感染状況、感染リスク及びBSE感染における牛とヒトとの種間の障壁、いわゆる種間バリアの存在を踏まえますと、スウェーデンに関しては、諮問対象の月齢である30か月齢以下の牛由来の牛肉及び、扁桃及び回腸遠位部以外の牛内臓の摂取に由来するBSEプリオンによるヒトでのvCJDの発症は考えがたく、プリオン専門調査会は、得られた知見を総合的に考慮して、諮問内容のうち(1)の輸入月齢制限では、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制閾値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、ヒトへの健康影響は無視できる。(2)のSRMの範囲については、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸(盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。)並びに30か月齢超の頭部(舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。)、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、ヒトへの健康影響は無視できるとの判断がなされました。

もう1件は、資料1-2の3ページに要約があります。第89回のプリオン専門調査会で審議された、ノルウェーから輸入される牛肉及び牛の内臓に係る食品健康影響評価を各種文献、厚生労働省から提出された資料、それから、ノルウェーの場合には2012年5月に取りまとめられた自ら評価により得られた知見がございまして、その知見を用いて審議を行い、その結果、得られた知見から、諮問内容のうち(1)アの輸入月齢制限及びイの特定危険部位(SRM)の範囲に関する食品健康影響評価を得たわけでございます。

現行の飼料規制等のリスク管理を前提とし、牛群のBSE感染状況、感染リスク及びBSE感染におけ

る牛とヒトとの種間バリアの存在を踏まえ、ノルウェーに関しましては、諮問対象月齢である30カ月齢以下の牛由来の牛肉及び、扁桃及び回腸遠位部以外の牛内臓の摂取に由来するBSEプリオンによるヒトでのvCJDの発症は考えがたく、プリオン専門調査会は、(1)アの輸入月齢制限では、「輸入禁止」の場合と輸入月齢制限の規制値が「30か月齢」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、ヒトへの健康影響は無視できる。このSRMの範囲では、「輸入禁止」の場合とSRMの範囲が「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30カ月齢超の頭部（皮、舌、頬肉及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」の場合とのリスクの差は、あったとしても非常に小さく、ヒトへの健康影響は無視できるとの判断がされました。

詳細につきましては、事務局からの説明をお願いいたします。

○山本評価第二課長 それでは、補足の説明をいたします。

資料1-1に戻っていただきまして、スウェーデンの方から説明いたします。

4ページをお願いします。ここは「I. 背景及び評価に向けた経緯」について記載しております。BSE関係のこれまでの評価等の経緯を記載しております。

5ページの3. に四角で囲んでありますが、今般のスウェーデンから輸入される牛肉等の輸入条件の設定に関する具体的な諮問事項を(1)(2)(3)と記載しております。この内容は、これまでの米、加、仏、蘭、アイルランド、ポーランドの評価の際と同じ諮問内容でございます。

このため、「4. 本評価の考え方」を記載しておりますが、これまで同様の考え方に基づいて検討することとしております。

6ページにポツとして評価項目が並んでおりますが、その一番下のただし書きのところをお願いします。この「*」を記した事項は、これまでの2012年10月の評価書をもってかえることとし、本評価書には記載しておりません。このマークのついた項目についてはそういう扱いにしております。そして、今般は、先ほどの諮問事項の(1)の輸入月齢制限及び(2)のSRMの範囲に関する取りまとめを先行して行うこととしております。

次に、8ページからは「II. BSEの現状」について記載しております。

まず、ここでは「1. 世界のBSE発生頭数の推移」についてですが、9ページに具体的な図2があります。ここの数字を更新して、直近までの数字を記載しております。

後は、11ページから「2. 各国のBSE検査体制」、12ページに「3. 各国の特定危険部位(SRM)」の範囲、扱いについて書いておりまして、13ページでは「4. 各国の飼料規制」、それぞれ概要を記載しております。

14ページからが「III. 牛群の感染状況」として、ここではスウェーデンにおける具体的な状況を「1. 飼料規制等の概要」として、このページの一番下の方に「2. BSEサーベイランスの状況」について、17ページに「3. BSE発生状況」について記載しております。

この17ページの発生状況、スウェーデンでは1頭のBSE感染牛がこれまで確認されております。表6を見ていただきますように、143カ月齢で非定型のH型が1頭確認されているというものです。

牛群の感染状況は、今までの部分を18ページに表として簡単に整理しておりますが、内容を見て

いただくとわかりますように、同国では、飼料規制やOIE基準を満たすサーベイランスが実施されております。また、と畜場での健康畜の検査は2013年3月から廃止されております。

19ページから「IV. SRM及び食肉処理」について記載しております。

これについても内容を21ページに表でまとめとして簡単に整理しておりますので、ご覧いただければと思います。SRMの除去とかピッシングの廃止等がやられています。

22ページから「V. 食品健康影響評価」となります。

1. ～6. は、これまでの評価各項目の概略を簡潔に記載しております。その上で、24ページに「7. まとめ」を書いております。

まず「(1) 牛群のBSE感染状況」では、スウェーデンにおいては、2001年1月から飼料規制が強化されており、飼料規制等の対策の有効性が高いことはサーベイランスにより確認されているといったことを記載しております。

次に「(2) BSE感染牛組織の異常プリオンたんぱく質蓄積と人への感染リスク」という項目ですが、スウェーデンにおいては、仮にBSEプリオンたんぱく質による汚染飼料を牛が摂取するような状況があったとしても、30カ月齢以下の牛で、中枢神経組織中に異常プリオンたんぱく質が検出可能な量に達する可能性は非常に小さいと考えられること、最初のパラグラフはそういうことを記載しております。

次のパラグラフでは、vCJDの発生については大幅に減少しているということで、BSE対策が、牛のみならずヒトへの感染リスクを顕著に減少させたものと考えられることを書いております。

「なお」という3つ目のパラグラフで、非定型BSEに関しては、高齢の牛以外の牛におけるリスクはあったとしても無視できると判断されることを記載しております。

25ページの「(3) 評価結果」については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提として、上記(1)と(2)、それから、牛とヒトの種間バリアの存在を踏まえると、スウェーデンに関しては、諮問対象である30カ月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓の摂取に由来するヒトでのvCJDの発症は考えがたいとしておりまして、その下に評価結果を記載しておりますが、内容は、先ほど佐藤委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、これでよろしければ、あすから4月9日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

引き続きまして、資料1-2をお願いします。1-2はノルウェーです。

4ページをお願いします。ここについても「I. 背景及び評価に向けた経緯」等、スウェーデンと同様の記載としておりますが、5ページ、「3. 諮問事項」についても、スウェーデンとかこれまでの米、加、仏、蘭などと同じ諮問内容です。

したがって、この下の「4. 本評価の考え方」についても同様となりますが、一部補足がありまして、6ページの最後のただし書きのところを見ていただきたいと思います。ノルウェーについては、2012年5月に自ら評価書を取りまとめていることから、「*1」を記した事項については自ら評価以降変更があった箇所のみを記載し、他の事項は自ら評価書の記載をもってかえることとしております。また、「*2」を記載した事項については、これはスウェーデンと同様ですが、2012年

10月評価書以降、評価に影響を及ぼすような新たな科学的知見は得られていないことから、2012年10月評価書をもって代えることとした旨を記載しております。

8ページからは「Ⅱ．BSEの現状」ですが、これは先ほどのスウェーデンと同様ですので、説明は省略いたします。

14ページまで飛んでいただきまして「Ⅲ．牛群の感染状況」です。これは、ノルウェーにおけるサーベイランスの実績が表5に書いてありますし、次のページの「2．BSE発生状況」では、ノルウェーにおいて今回確認されたBSE陽性牛、表6を見ていただきますように、187カ月齢で非定型のH型であった旨を記載しております。

その他の事項は、自ら評価書から変更はございません。

16ページにまとめとして表形式で整理しておりますが、ノルウェーでは、飼料規制やOIE基準を満たすサーベイランスの実施ということが確認されております。また、と畜場での健康畜の検査は2014年から廃止されております。

17ページからは「Ⅳ．SRM及び食肉処理」となりますが、ここは自ら評価の時点から変更はないので細かい記載は省略しております、18ページにまとめの表のみをつけさせていただいております。ピッシングの禁止とかSRMの除去が行われております。

19ページからが「Ⅴ．食品健康影響評価」で、先ほどと同じように1．～6．まで各事項を簡潔に記載した上で、21ページ、「7．まとめ」になります。ここにおいても、(1)はノルウェーの感染牛の状況とサーベイランス、飼料規制を書いておりましたが、以降、スウェーデンと同じ記載になりまして、ノルウェーに関しては、諮問対象月齢である30カ月齢以下の牛由来の牛肉及び牛内臓の摂取に由来するヒトでのvCJDの発症は考えがたいとしまして、22ページの「(3) 評価結果」①と②については、結論は先ほど佐藤委員から御説明いただいたとおりでございます。

よろしければ、本件については、あすから4月9日までの30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 安全性は特に問題ないと思うのですが、たまたま今2カ国出てきたので違うところだけお伺いしたいのですが、「飼料規制とその効果」というところで、最初の資料1-1の方は22ページ、資料1-2の方は19ページで、サーベイランスですけれども、スウェーデンの方は「管理されたリスクの国」に要求される10万等に1頭の検出が可能なサーベイランスと書いてありまして、ノルウェーの方は「無視できるリスクの国」に要求される5万頭に1頭のサーベイランスが実施されていると書いてあるのですが、この違いみたいなものがもしわかったら教えていただけますでしょうか。

○山本評価第二課長 実施されている水準がOIEの場合は「管理されたリスクの国」と「無視できるリスクの国」で、この水準がこれだけのものをやりなさいという規定がありまして、実態上、スウェーデンもノルウェーも「無視できるリスクの国」なので、求められる水準としては「無視できるリスクの国」のレベルをやっていればいいのですけれども、実際やっている水準がこれぐらいになっているのでという記載です。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はありますか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映をプリオン専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 次に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本2件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いします。

○山添委員 資料2-1及び資料2-2についてでございます。それぞれの2ページのところに要約がございます。

まず、最初のもの添加物、DP-No. 1株及びGG-No. 1株を利用して生産されたグルタミンバリルグリシンです。

DP-No. 1株は、*Escherichia coli* K-12株由来の突然変異株を宿主として原料のアミノ酸関連化合物を縮合させる酵素遺伝子の導入を行った株です。GG-No. 1株は、*E. coli* K-12株由来の突然変異株を宿主としてDP-No. 1株が生成した中間物とアミノ酸を縮合させる酵素遺伝子の導入を行った株であります。なお、DP-No. 1株は、平成24年に評価を終了したDP-No. 1株を利用して生産されたアスパルテームに用いられております。

本添加物は、食品添加物の成分規格の含量を満たしております。また、従来生産されているグルタミンバリルグリシンと比較して既存の非有効成分含量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

したがって、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断いたしました。

次に、GLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムです。資料2-2の2ページ

に要約がございます。

本添加物は、L-グルタミン酸の生産性を高めるため、*Corynebacterium glutamicum* ATCC13869株由来の突然変異株を宿主として、L-グルタミン酸の生合成に関与する遺伝子の導入、L-グルタミン酸の生合成に関与する遺伝子のプロモーターの改変並びにL-グルタミン酸の代謝及び生合成に関連する遺伝子の欠失変異の導入を行ったGLU-No. 7株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウムです。なお、GLU-No. 7株は、平成24年に食品健康影響評価を終了したGLU-No. 5株をもとに生産されたものであります。

本添加物は、食品添加物公定書の含量規格を満たしております。また、従来から生産されているL-グルタミン酸ナトリウムと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

したがって、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」に基づき、安全性が確認されたと判断しました。

詳細については、事務局の方からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

まず、2-1のグルタミルバリルグリシンでございますが、今の要約の次の3ページに「I. 評価対象添加物の概要」がございますけれども、概要につきましては、ただ今御説明のあったとおりです。用途は調味料ということでございます。

このグルタミルバリルグリシンという物質につきましては、平成25年8月5日に食品添加物として食品安全委員会で評価を終了しているものでございます。また、その後、食品添加物として指定済みで、成分規格が定められているものでございます。

中段にあります「II. 食品健康影響評価」をごらんください。

1. に、本添加物が高度に精製されて、食品添加物の公定の含量規格を満たすものであるということが記載されております。

2. にございますように、たんぱく質については検出限界未満でございまして、従来品に存在しない不純物は検出されておらず、また、従来品に存在する不純物の量も、従来品の含有量の実測値よりも低かったということでございます。

これらのことから、先ほど御説明がございましたように、従来品と比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

以上を踏まえました評価につきましては、先ほど御説明のとおりでございます。

次に、2-2でございます。こちらも要約の次の3ページをお願いいたします。

概要につきましては、先ほど御説明のあったとおりでございまして、これにつきましても用途は調味料でございます。

「II. 食品健康影響評価」でございますけれども、本品につきましても、高度に精製され、食品

添加物公定書の成分規格を満たすものであるということが記載されております。

また、たんぱく質についても検出限界未満であるということでございまして、従来品に存在しない不純物は検出されず、量的にも従来品の含有量の振れ幅の範囲内であったということでございます。

これらを踏まえまして、先ほどのように評価がされておりました、評価結果につきましては、御説明があったとおりでございます。

以上2件につきましては、御了承いただきましたら、明日から4月9日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

村田委員。

○村田委員 これもたまたま2つ並んでいるので、どちらも高度精製品で問題ないと思うのですが、後ろの方にわざわざL-グルタミン酸ナトリウムと書いてあるので、最初の方のグルタミルバリルグリシンはトリペプチドですけれども、これは γ -L-グルタミル-L-バリルグリシンだけができていると思ってよろしいわけですか。

○池田評価情報分析官 塩ではないかということですか。

○村田委員 塩ではなくて、グルタミルバリルグリシンですから、グルタミルとバリルのところでDL体2つ可能性があるのと、グルタミルですから α と γ とあるので、いろいろ異性体があると思うのですが、これは1種類、多分、 γ -L-グルタミル-L-バリルグリシンだけができていると理解してよろしいわけですか。

○池田評価情報分析官 そういう御理解で結構かと思います。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問はよろしいですか。

それでは、本件につきましては、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成、評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 次に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性に係る食品健康影響評価について」です。本件につきましては、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○高崎評価調整官 それでは、お手元の資料3に基づきまして御説明いたします。

まず、今回の評価の経緯と概要につきまして、11ページの要約に沿いまして簡単に御説明させていただきます。

まず、評価の経緯ですが、2003年9月、食品安全委員会から厚生労働大臣に対して「薬事・食品衛生審議会において行われた、当該食品の特定保健用食品としての安全性の審査の結果は、当委員会として妥当と考える。」旨の評価結果を通知しました。

その後、追加試験として実施された二段階発がん試験等の結果が厚生労働省から提出され、その結果を検討したところ、高濃度にDAGを含む食品については、適切に摂取される限りにおいては安全性に問題はないと判断をしましたが、DAG油に微量の不純物として含まれるグリシドール脂肪酸エステルについてもワーキングで検討されました。そして、本年1月20日の食品安全委員会において御報告、また、1月21日～2月19日の間、御意見・情報の募集を行いました。

次に、評価結果について御説明いたします。

食品健康影響評価は、評価対象となるハザードの特定やその毒性等の性質の検討を行うとともに、摂取量からばく露評価を行い、それらの結果から、食品健康影響評価として総合的に食品のリスクを評価しております。

今般の評価では、評価要請の対象である高濃度にDAGを含む食品は2009年9月に製造販売が中止され、既に流通しておらず、食品健康影響評価の対象が存在していません。このため、現状では国民がばく露する可能性はなく、ばく露評価に用いるさらなるデータの入手は不可能である状況です。また、摂取した期間、量、年齢等が人により異なるとともに、各人の背景、つまり生活条件等の交絡要因が様々であるため、過去に摂取した個人の生涯発がんリスクを判断することは困難です。したがって、当該食品についてばく露評価を行うことができず、食品健康影響評価を完結することはできませんでした。

なお、本食品健康影響評価の過程で明らかとなったDAG油についての発がんプロモーション作用や、食用油に不純物として含まれる可能性のあるグリシドール脂肪酸エステル、以下GEと申しますが、それに関する知見については、参考として取りまとめましたので、それらの概要についてもあわせて御説明いたします。

参考1として、今回の食品健康影響評価に当たり提示された高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に係る試験の結果でございますが、各試験の結果から、マウスにおいて、DAG油の経口投与による舌を含む口腔内、食道等への発がんプロモーション作用は認められませんでした。また、DAG

油の投与による乳腺の発がん性は認められませんでした。結果として、経口投与によるDAG油の発がんプロモーション作用は否定され、DAG油はグリシドール脂肪酸エステルを不純物として含みませんが、実験動物を用いた試験系において、問題となる毒性影響は確認されませんでした。

以上より、本ワーキンググループは、人が通常食品としてDAG油を摂取する場合の発がんプロモーション作用によるリスクは無視できると判断しました。

次に、参考2、食品に含まれるグリシドール及びその脂肪酸エステルに関する知見についても御説明いたします。

各種試験成績から、食用油にはグリシドール脂肪酸エステルが不純物として微量に含まれている可能性があり、グリシドール脂肪酸エステルが代謝されたグリシドールについては、遺伝毒性発がん物質である可能性を否定できないと考えました。

一方で、グリシドール脂肪酸エステルについては、グリシドールで見られた以上の遺伝毒性は認められず、皮下投与での発がん性に関する試験成績からは、グリシドールで見られた腫瘍の発生及び程度を超えるような知見は得られてございません。

また、我が国で流通している食用油に含まれるグリシドール脂肪酸エステルの濃度は低く、その全てが等モル量のグリシドールに変換されるという仮定のもと、過大に見積もって試算しても、ばく露マージン（MOE）は1万をわずかに下回る程度と試算され、一定のばく露マージンが確保されてございました。

本ワーキンググループは、これらの結果は、現在使用されている食用油の摂取について、直接健康影響を示唆するものではありませんが、ALARAの原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限りグリシドール脂肪酸エステルの低減に努める必要があると考えました。

以上が今般の食品健康影響評価の概要でございます。

続きまして、いただいた御意見・情報等について御説明いたします。資料3の後ろの方に添付しておりますが、参考と書かれてある1ページ目をごらんください。4通の意見をいただいております。

まず、1通目でございます。1通の中に4つの御意見をいただいております。

1つ目、（1）のところですが、動物実験のDAG投与量は食品として摂取されていたDAGの摂取量と大差ない量であり、遺伝子組み換えによって感受性が高められた動物による実験結果は、それを補うものとして当然考慮されるべき結果であるので、これらを正當に考慮した再評価を要望しますというものでございます。

御回答としましては、遺伝子改変動物を用いた試験結果については、本ワーキンググループとしては、国際的にも背景データが不足していること、通常動物との感受性の定量的差異が不明であること等により、定量的な解析には適当ではないこと。また、諸外国や国際機関において食品のリスク評価に用いることについて合意が得られていないこと等の理由により、参考として用いるべきものと判断されてございます。

なお、野生型の動物実験の知見は、ヒトにおける一日摂取目安量を大きく上回る高用量まで実施された試験により得られていたものでありますので、結果として、経口投与によるDAG油の発がん

プロモーション作用は否定され、実験動物を用いた試験系において、問題となる毒性は確認されませんでしたとしてございます。

続きまして、2つ目でございます。DAGの大量投与による内分泌系、代謝系への影響の評価を要望します。当該製品の製造販売が再開される可能性があるのであれば、必要なデータを管理機関に請求して評価されることを要望しますというものでございます。

御回答としましては、評価の概要でも御説明しましたとおり、一連のDAGの評価においては、御意見のような安全性の問題は確認されてございません。また、当該製品の許可は失効しておりまして、特定保健用食品としての製造販売再開の取扱い等に係る御意見は、リスク管理にも関係するものであると考えられることから、リスク管理機関に情報提供させていただきますとしてございます。

3つ目は、公衆衛生問題としての問題の大きさを推定することは重要とのことで、高濃度にDAGを含む食品の摂取者に特定のがん、その他の疾患が発生していないか、調査の指示を要望しますという御意見でございました。

御回答としましては、食安委はリスク評価機関であることを述べておりまして、いただいた御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関に御意見として情報提供させていただきますとしてございます。

4つ目は、遺伝毒性のある発がん物質のグリシドールについてベンチマークドース法でTDIを設定することは不適切であり、発がんリスク100万分の1となるVSDを設定すべきと考えます。グリシドール脂肪酸エステルは許容値またはガイドラインを設定するよう、厚生労働省に勧告してくださいという御意見でございました。

御回答としましては、グリシドールについては、遺伝毒性発がん物質である可能性を否定できないと考えましたので、TDIと発がんユニットリスクを併記することとし、BMDL₁₀から算出された剰余腫瘍発生リスク 10^{-4} 、 10^{-5} 及び 10^{-6} に相当するばく露量を計算してございます。また、冒頭にも御説明しましたように、一定のばく露マージンが確保されており、直接健康影響を示唆するものではありませんが、ALARAの原則に則り、リスク管理機関は、優先度に基づいたリスク管理を行っていただきたいと考えてございます。

また、御意見はリスク管理にも関するものと考えられることから、リスク管理機関にも情報提供させていただきますとしてございます。

続きまして、2通目は4つの御意見をいただいております。

1つ目は、全体的な意見として、困難な課題に取り組まれたことに敬意を表しますという御意見で、御意見ありがとうございますと御回答してございます。

2つ目は、ALARAの原則に関するIPCS、JECFA、BfR、Codexの報告書を引用されまして、本報告書においては、BfR報告書が指摘したカイネティクスの側面が十分明らかにされていないというデータギャップが埋められた以上、ALARAに言及する場合には適切な表現が望まれますという御意見でございました。

御回答としましては、グリシドールが遺伝毒性発がん物質である可能性を否定することができないことから、つまり、データギャップを理由とするものではなく、ALARAの原則に則り、リスク管

理機関において優先度に基づいたリスク管理を行っていただきたいという御回答としてごさいます。

3つ目は、DAG油の組成に関してでございまして、MAG（モノアシルグリセロール）含有量について、本報告書とEFSAの報告書の相違が指摘されます。MAGはグリシジルエステルの前駆体とも考えられますので、MAG含量の確認が必要でしょうとの御意見でございました。

御回答としては、本評価書に記載のあるDAG油の組成については、厚生労働省がDAG油製造者に確認して作成した資料として報告したものにに基づくものでございまして。なお、高濃度にDAGを含む食品は製造販売が中止されておりますので、さらなるデータ入手は不可能ですとしてございまして。

4つ目、食品中の含油実態調査に関して、評価に当たっては、起源物質あるいは前駆体の特定を含め、その生成メカニズムと生成条件（温度等）及びその化学的・物理的性質を明らかにすることが必要と考えます。製品中のグリシジルエステル含有量はDAG、TAG、MAGのどれに相関するのかにも言及すべき。DAG製品を家庭で加熱調理する場合、また、工業的に処理を行った場合、グリシジルエステルが生成するか否かについての情報も必要になるでしょうとの御意見でございました。

御回答としては、グリシドール脂肪酸エステルの生成メカニズムや低減に関する条件等は、一義的にはリスク管理機関や製造業者において検討されるべきものですとしてございまして、一方で、御意見のとおり、これらについては重要な事項でありますので、本評価書においても、今後の科学的知見の収集が望まれる旨記載してございまして。

また、いただいた御意見は、リスク管理にも関するものと考えられることから、リスク管理機関にも情報提供させていただきますとしてございまして。

続きまして、3通目でございまして。4つの御意見をいただいております。

まず1つ目ですが、評価書案ではDAG油の毒性影響の確認ができないという結論を出しながら、本食品健康影響評価を完結できなかったとされたという記載は削除されることを提案しますという御意見です。現時点の科学的証拠では有害物質（ハザード）として分類できないという記述から、ハザードとして特定できないという明らかな結論が出ていると思われまして。リスク評価過程は国際的にも国内でも、ハザード（有害性）の同定、ばく露評価、リスク評価と決まっております、ハザードと同定されたものについてのみリスク評価のためにばく露評価をします。したがって、DAG油はハザードとして同定されないが評価の最終結論であるべきですという趣旨の御意見でございました。

御回答としましては、御意見にもありましたように、食品健康影響評価は、ハザードの特定、ばく露評価を行って、総合的に食品のリスク評価をしています。本ワーキンググループでは、提示された高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に係る試験結果をまとめ、人が通常食品として摂取する場合の発がんプロモーション作用によるリスクは無視できると判断してございまして。

他方、厚生労働省からDAG油に不純物として微量に含まれるグリシドール脂肪酸エステルについての報告がありましたので、このグリシドール脂肪酸エステルをハザードとして同定、その知見をまとめてございまして。その上で、ばく露評価を含めたDAG油の食品健康影響評価については、評価の対象が存在していないため、国民がばく露する可能性はないこと、さらなるデータの入手は不可

能であること、また、各人の背景が様々であること等から、ばく露評価を行うことはできず、食品健康影響評価を完結することはできなかつたと結論しているところでございます。

2つ目に移ります。グリシドール脂肪酸エステルの評価をDAG油の評価と関連して実施されていることについて、GEを独立させて評価するべきです。GEに関する記載は、評価書本文ではなく、最後に参考資料として付記されることを提案しますといった趣旨の御意見でございました。

こちらについては、御指摘のように、本食品健康影響評価の過程で明らかとなったグリシドール脂肪酸エステルに関する知見等については、参考として取りまとめたところですのでとさせていただきます。

3つ目でございます。評価のための追加実験の必要性和実験系の選択について、2年間の実験動物で発がん性が見られない物質の評価に発がんプロモーション実験を追加する意味はありません。なぜこのような追加実験を実施したのか、なぜこの特殊な系を使用したのか、理由を明らかにする必要があります。遺伝子改変動物を用いた実験系は参考として用いるべきであるという一般的結論は妥当だと思いますが、最終評価としては一般的過ぎると思いますという趣旨の御意見でございました。

御回答としましては、本食品の評価に当たり、より感度の高いラット等を用いた二段階試験を行うことについては、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の新開発食品調査部会において、発がん性を示す所見は認められないが、DAGがプロテインキナーゼC活性を介して発がんプロモーターとして働くかもしれないという懸念があり、念のために、より感度の高いラット等を用いた二段階試験を行うこととしたものでございます。このことについては、本評価書の「評価の経緯等」及び「参考1」に記載してございます。

4つ目は、ヘモグロビン付加体実験結果の科学的解釈についてです。評価書本体の51ページ、52ページに付加体形成についての記載がございまして、DAG油摂取群よりも非摂取群のヘモグロビン付加体量が高いこと、ヘモグロビン付加体とDNA付加体の相関についての知見が得られないことを理由に参考として扱えとしたのは科学的判断ミスだと思います。52ページの14～17行目を削除し、通常の情報として扱われることを提案します。理由としては、DAG油の摂取群と非摂取群の付加体量には統計的な有意差はありませんので、科学的に差があるような表現をするのは間違いですということと、ヘモグロビン付加体とDNA付加体に相関関係が求められる科学的根拠はありませんという趣旨の御意見でございました。

御回答としては、御指摘の摂取群の付加体量が非摂取群に比べて低いという記載に関しては「有意差はなく、摂取群の付加体量が非摂取群に比べて低い傾向があったこと」と修正いたしました。また、ヒトにおける付加体形成に関する知見については、ヘモグロビン付加体とDNA付加体の相関について知見が得られていないこと、また、付加体量について摂取群と非摂取群に有意差はなく、むしろ摂取群の付加体量が非摂取群に比べて低い傾向があったことから、御意見をいただいた試験のヘモグロビン付加体をばく露指標や発がん性の機序の考察として用いることは困難であると考へ、参考としましたとさせていただきます。

最後の4通目でございます。5つの意見をいただいております。

まず1つ目と2つ目ですが、(1)では、グリシドール脂肪酸エステルを不純物として含むDAG

油は発がん性及び発がんプロモーション作用を有さないことが明らかになった旨を要約及び本論の「Ⅱ．食品健康影響評価」に明記し、それが評価の結論であることがわかるようにしていただきたく見直しをお願いしますというものです。

あわせて（２）の方ですが、GEの健康影響評価に結論が出せなかった理由として、DAG油が流通していないこと、各人の摂取量等の背景が異なるため等と述べられていることは不適切であり、評価書には、DAG油とGEの健康影響評価を分離した上で、GEの評価に結論が出せない理由として、十分な科学的知見が得られていないことを記述するよう見直しをお願いしますというものでございました。

御回答としては、3通目の1つ目の御意見に対するものとほぼ同じでございますが、本ワーキンググループでは、提示された高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に係る試験結果をまとめ、ヒトが通常食品として摂取する場合の発がんプロモーション作用によるリスクは無視できると判断し、その旨、評価書にも記載してございます。

また、GEについては、厚生労働省からDAG油に不純物として微量に含まれているとの報告がありまして、これをハザードとして同定し、その知見を参考としてまとめてございます。その上で、ばく露評価を含めた食品健康影響評価については、評価の対象が存在していないことなどからばく露評価を行うことができず、食品健康影響評価を完結することはできなかつたと結論づけているところでございますとしてございます。

次に、3つ目でございます。3通目の4番目の御意見とほぼ同様でございますが、ヘモグロビン付加体の基準について、参考扱いとしている記載をなくすか、評価に活用できる旨を記載されるよう見直しをお願いしますという御意見でございました。

こちらにつきましては、御回答として、3通目の4番目のものと同様としてございます。

次に、4つ目でございますが、発がんリスクの算出に参照しているNTP発がん性試験のF344雄ラットに生じた精巣鞘膜の中皮腫は、ヒトへのリスク外挿に適さないことが指摘されています。次に用量に対する反応性が高い雌ラットの乳腺腫瘍について検討するのが妥当との御意見でございました。

御回答としては、本検討に当たっては、本物質は種々の組織・器官において腫瘍発生が認められたため、動物実験において用量に対する感受性（腫瘍発生率）が最も大きかった雄ラットの精巣鞘膜・腹膜の中皮腫の結果を用いることが、ヒトへの安全性を考える上で適切と考えましたとしてございます。

最後になりますが、グリシドール脂肪酸エステルの低減化や本物質の生成に関する研究を記載されるよう見直しをお願いしますという御意見でございました。

こちらについては、いただいた御意見はリスク管理に関するものと考えられることから、リスク管理機関に情報提供させていただきますとしてございます。

また、修正点につきまして、最後のページに記載してございます。先ほど御説明しました52ページのヘモグロビン付加体に関する記載について記載してございます。

追加で恐縮ですが、80ページをごらんいただけますでしょうか。2段落目の上から2行目に「一

日摂取量は、平均で、生後5か月までで約 $7.4 \times 10^{-4} \text{mg/kg体重/日}$ という表現がございますが、こちらは7.45、5というのが小数点第2位の数字でしたので、7.5というのが正確な表現ですので7.5と修正させていただきたく存じます。

長くなりましたが、こちらの回答で御了解いただけましたら、本評価結果につきまして、関係機関に通知したいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がありましたらお願いします。

佐藤委員。

○佐藤委員 今回のパブコメに関する回答ではないのですが、最後におっしゃった表記の訂正のところなのですけれども、7.4を7.45ですね。

○高崎評価調整官 現在7.4になっている数字を7.5に変えるということです。有効数字2桁ということ。

○佐藤委員 7.45ではなくて7.5ですね。

○高崎評価調整官 はい。失礼いたしました。

○佐藤委員 了解です。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問がありましたらお願いします。

文言だけの問題なのですけれども、感受性が大きかったという表現なのですが、細かいことですが、感受性は高い低いではないでしょうか。どちらにしても理解は可能だと思いますが、もし手を入れるとすると、14ページの右側の回答のところから4行目に「感受性が最も大きかった」とありますけれども、よろしくをお願いします。

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、ワーキンググループにおけるものと同じ結論、すなわち、まず1つは、評価要請の対象である高濃度にジアシルグリセロール（DAG）を含む食品は2009年9月に製造販売が中止され、既に流通しておらず、食品健康影響評価の対象が存在していない。このため、現状では国民がばく露する可能性はなく、さらなるデータの入手は不可能である。また、摂取した期間、量、年齢等が人により異なるとともに、各人の背景（生活条件等の交絡要因）が様々であるため、過去に摂取した個人の生涯発がんリスクを判断することは困難である。したがって、高濃度にDAGを含む食品についてばく露評価を行うことができず、食品健康影響評価を完結することは

きなかった。

第2に、なお、高濃度にDAGを含む食品の食品健康影響評価のほか、DAG油についての発がんプロモーション作用や、食用油に不純物として含まれている可能性のあるグリシドール脂肪酸エステルに関する知見等について、参考として取りまとめた、すなわち、ヒトが通常食品としてDAG油を摂取する場合の発がんプロモーション作用によるリスクは無視できる。我が国で現在流通している食用油に含まれるグリシドール脂肪酸エステル濃度は低く、過大に見積もって試算してもばく露マージン(MOE)は1万をわずかに下回ると試算され、一定のばく露マージンが確保されていた。これらの結果は、現在使用されている食用油の摂取について、直接健康影響を示唆するものではないが、ALARA(As Low As Reasonably Achievable)の原則に則り、引き続き合理的に達成可能な範囲で、できる限りグリシドール脂肪酸エステルの低減に努める必要があるという、以上でよろしいでしょうか。大分長いまとめになりました。

(「はい」と声あり)

<p>(4) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」(平成26年8月実施)の結果について</p>
--

○熊谷委員長 次の議事に入ります。

「食品安全モニター課題報告『食品の安全性に関する意識等について』(平成26年8月実施)の結果について」です。

事務局から報告してください。

○植木情報・勸告広報課長 御報告いたします。

資料4「食品安全モニター課題報告」でございます。資料の最初の2枚の紙が概要でございます。3枚目以降が参考ということで個々のデータがついてございます。最初の2枚の概要に沿って、御報告いたします。

まず、食品安全モニターは470名おりました。毎年度2回アンケート調査を行っておりまして、今回が第1回目でございます。

第1回目につきましては、基本的に毎年同じ質問を行ってございます。

今回の有効回答数は437名でございます。男性が238名、女性が199名でございます。男性で多いのが50～69歳、女性で多いのが30～59歳ということでございます。主な職務経験をここに記載してございますけれども、食品安全モニターという性格上、国民のあらゆる層の代表、いろいろな層の代表というよりは、ある程度食品にかかわっている、そして、ある程度の知識を持っている方の意識ということでございます。

次が調査結果の概要でございますけれども、「(1)食品の安全性に係る危害要因等について」でございます。ここでは「自然災害」「環境問題」「食品安全」とか7つぐらいのものを挙げまして、その中で不安を感じるものはどれですかという回答でございます。と、「食品安全」について不

安を感じるという回答は約7割でございまして、これは「自然災害」や「環境問題」よりも低く、「交通事故」や「犯罪」よりも高いということでございます。

この最後の2行でございませけれども、食品安全モニター会議に出席経験のあるモニターの不安の程度は、出席経験のないモニターよりも低いということがございますので、会議に出ているいろいろな話を聞くと、不安というのは減っていくということが言えなくもないのかなと思っております。

②で不安であるとの回答が多いハザードでございませけれども、「有害微生物（細菌・ウイルス）による食中毒」「いわゆる健康食品」等々でございまして、「いわゆる健康食品」につきましては、昨年度は4番目でございましたけれども、2番目に浮上してございまして、世の中で取り上げられる機会がふえたことを反映していると思われま。

次が、不安であると回答した理由でございませけれども、科学的な根拠に疑問があるという回答が「遺伝子組換え」等々、ここに記載してあるとおりでございませ。

次に2ページへ参りまして、過去に問題になった事例があるために不安というのが「汚染物質」等々でございまして、事業者の法令遵守や衛生管理が不十分ではないかというのが「有害微生物」等々でございませ。

次に、④で放射性物質について不安であると回答した理由でございませけれども、アンダーラインでございませが「食品の検査体制に不安を感じる」というものは減少してございまして、一方で「放射線の健康影響について科学者の見解が様々であるため」ということで、いろいろな意見、いろいろな記事等がいろいろなメディアに掲載されていますので、そのことを指しているのだらうと思っております。

「（2）放射性物質を含む食品の健康に与える影響について」でございませけれども、①が情報収集を行っていますかということでございませが、事故直後は積極的に集めたのだけれども、今は積極的には行っていないというのが半数以上でございまして、今も積極的に集めているという方は年々減少してございませ。

放射性物質の基準を下回る食品についてどのように感じているかというのが②でございまして、現在流通しているものは、検査した結果、基準を下回る食品であって、健康への影響はほとんどないと考え、問題なく食べているし購入しているという回答が過半数で最も高く、昨年よりも若干増加してございませ。

3ページでございませけれども、これは3つ目の柱でございまして、モニターの意識や行動でございませ。そのリスクの程度を理解していると思うという割合でございませけれども、「食品添加物」「有害微生物（細菌等）」、「ウイルス等による食中毒」という順番でございまして、どちらかというと比較的新しい問題である「アクリルアミド」「体細胞クローン」については割合が低いという結果でございませ。

②がモニターとなってからの情報の入手先でございませけれども、食品安全委員会のモニターでございませので「食品安全委員会」が最も多いということでございませ。

「（4）肉の生食について」でございませけれども、①で「重症になることさえある大きなリスクがあることを十分に理解している」は9割強でございませ。「リスクについてほとんど又は全く

知らない」という方は、やや減少してございます。

②でどこが一番危ないのですかという御質問に対しましては、「豚の生の臓器」が最も高く、次が「鹿・いのしし・熊の生の臓器」「牛の生の臓器」と続いております。上位は全て臓器でございます。

③で肉等の生食について、その状況の変化を聞いたところ、4行目、生食をしない、または控えている者の全体に占める割合は約8割でございました。一方、生食を特に控えていないという方もまだ1割いるということでございます。

どのような場合に食べようとするかという選択肢では、「その地域の特産品であれば食べることがある」が約2割で最も多く、次いで「自分の体力・体調で判断して食べればよいと思う」が14%でございます。これにつきましては、私どもの豚の生食の評価が先般終わってございますので、恐らくは、今アンケートをやれば、これよりももう少し認識は上がっているのかなと思っております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

上安平委員。

○上安平委員 資料4の参考-1ページを拝見いたしますと、437名の方が回答されて、これは有効回答率が93%と、前回、前々回に比べて随分数字が上がっておりますけれども、何か特に工夫されたとか力を入れたことはあるのでしょうか。

○植木情報・勸告広報課長 御指摘ありがとうございます。

前回の調査では81%でございまして、前々回は75.1%でございました。報告した際に、もう少し回答率を上げられないかという御指摘をいただきましたので、メール等で何度も催促をするというような取り組みを行った結果、今回のような93%となったわけでございます。

以上でございます。

○上安平委員 やはり食品安全委員会が主体的に消費者の生の意識というのを聞けるととても大事な機会だと思いますので、今後もそういう工夫を続けていただいて、ぜひ皆様の有効回答を増やすように御努力をお願いしたいと思います。

○熊谷委員長 ほかに御質問等は。

村田委員。

○村田委員 この調査は毎回おもしろいので後でゆっくり見たいと思うのですけれども、例えば、

参考-18ページの東日本大震災前後の購入等に係る意思決定の変化と不安の程度、これはとてもよく相関していて、不安な人は食行動もそうなっているというのがよくわかるのです。

今回、生食のことが出てきて、例えば、その次のページの参考-19に、基準値を下回る食品についての感じ方でも、一番左側のところに「食べない・購入しないようにしている」人が18.5%とか19.5%と20%ぐらいおられて、参考-28の生食のところも、逆に今度は「食べることを特に控えていない」という人も10%ぐらいいて、生食の方は10%で放射線の方が20%というのは不思議な気もするのですが、これはクロスで見たりすると重なったりするとか、そういうことはまだ全然おやりになっていらっしゃらないですか。

○植木情報・勸告広報課長 そこは確認をしてみたいと思います。御指摘の点は確かに興味深いところでございますので、ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御質問等がありますか。

2 ページのところで放射性物質の基準を下回る食品について「食べない・購入しないようにしている」が18.5%ということで、その次に「情報が不十分で判断できない」というのも1割強いるわけですが、この「食べない・購入しないようにしている」理由としては、「情報が不十分で判断できない」ので「食べない・購入しないようにしている」場合もあり得るのではないかと推察しているのです。この「情報が不十分で判断できない」というのは、結局のところ、そういう食品は食べないのか食べるのかということについてはどういう判断になりますか。

○植木情報・勸告広報課長 そこは元データを少し確認してみたいと思います。

○熊谷委員長 よろしくお願ひします。

ほかに御質問等がありますか。

先ほどもお話に出ましたけれども、大変有意義な調査だと思っておりますので、ぜひ回答率が高い状態を維持できるようによろしくお願ひしたいと思ひます。

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成27年2月分）について

○熊谷委員長 次の議事に移ります。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年2月分）について」です。
事務局から報告してください。

○野口リスクコミュニケーション官 資料5をごらんください。

「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成27年2月分）について」でございます。

問い合わせ件数としましては、若干低目の48件でございます。

内訳でございますが、食品安全委員会関係が5件、食品健康影響評価関係が8件、食品一般（リ

スク管理等)関係が32件、その他が3件でございました。

裏面をごらんください。

「主な質問とその回答」ということで、3点ほど御紹介させていただきたいと思います。

1点目は、豚の食肉のリスクについてということで、これは生食のリスクでございますが、豚の生肉は、E型肝炎ウイルスなどで汚染されていると聞いた。調理の際にも取り扱いは気をつけた方がいいと思うのだが、豚の生肉のリスクについて教えてほしいというお問い合わせがありました。

2点目でございますが、リステリア菌関係でございます。妊娠中の方から、乳製品はリステリア菌に汚染されている可能性があるのでは、避けた方がよいと聞いた。リステリア菌について教えてほしいというお問い合わせがございました。

3点目でございますが、食品添加物関係でございます。これは食品添加物一般的な話で、世の中には食品添加物が危ないと言う人もよくいるが、食品添加物の安全性について教えてほしいという御質問がございました。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

(6) その他

○熊谷委員長 ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了しました。

次回の委員会会合につきましては、来週3月17日火曜日14時から開催を予定しております。

また、12日木曜日14時から「農薬専門調査会幹事会」が公開で、16時から非公開で、13日金曜日13時30分から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開で、来週16日月曜日14時から「動物用医薬品専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第552回「食品安全委員会」会合を閉会します。

どうもありがとうございました。